

様式第1号(第4条関係)

下関市本人通知制度登録申請書

(宛先)下関市長

下関市戸籍等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

		申請日	年 月 日
申請者	フリガナ		
	氏名	生年月日(年 月 日)	
	住所	〒	
	電話番号	自宅() 日中の連絡先()	
	本籍	下関市 筆頭者()	
	区分	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人(申請者との関係)	
代理人	フリガナ		
	氏名	生年月日(年 月 日)	
	住所	〒	
	電話番号	自宅() 日中の連絡先()	

未成年者の同一世帯の親権者として、下記の者の本制度の登録を申請します。

	フリガナ	生年月日	住所
	氏名		本籍
世帯員欄			親権者と同じ
			<input type="checkbox"/> 親権者と同じ 下関市 筆頭者()
			親権者と同じ
			<input type="checkbox"/> 親権者と同じ 下関市 筆頭者()
			親権者と同じ
			<input type="checkbox"/> 親権者と同じ 下関市 筆頭者()
			親権者と同じ
			<input type="checkbox"/> 親権者と同じ 下関市 筆頭者()

注 裏面の内容をよくお読みください。

注 各欄に必要事項を記入し、該当する口に✓を記入してください。

注 次の書類を提出してください。

- 1) あなたが申請者本人であることを証明する本人確認書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)
- 2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類
(戸籍謄本等(下関市の戸籍や住民基本台帳で確認できる場合は省略可))
- 3) あなたが任意代理人であるときは、委任状

注 世帯員欄については、申請者が親権者となる同一の世帯の未成年者に限ります。

※ 次の欄は、記入しないでください。

受付	入力	照合	本人確認書類	備考
			<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()	

(裏)

下関市戸籍等の第三者交付に係る本人通知制度について

1 この制度は、下関市において、この制度により登録した者に係る戸籍（除籍を含む。）の謄抄本、戸籍（除籍を含む。）の記載事項証明書、住民票（除票を含む。）の写し、住民票の記載事項証明、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し（以下「戸籍等」という。）を第三者（本人等（※注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

（※注）本人等・・・（戸籍関係）本人、同じ戸籍に記載されている方又はそれらの配偶者及び直系の尊属卑属、法定代理人
（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者

2 第三者に登録者に係る戸籍等を交付したときは、申請者又は法定代理人に下関市戸籍等交付通知書を送付します。ただし、次の場合を除きます。

- ・ 国又は地方公共団体からの公用による請求
- ・ 学術研究等のための請求

3 通知書でお知らせする内容は、次の事項です。

- ・ 戸籍等の交付年月日
- ・ 交付した戸籍等の種別及び通数

4 申請者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。

5 郵便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

- ・ 疾病その他やむを得ない理由等により窓口で申請をすることができない場合
- ・ 他の市区町村に居住している場合

6 この制度の実施において必要な場合は、申請者の住民票、戸籍等について、他の市区町村への調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

7 本人通知制度は、戸籍等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意のうえ、登録申請をしてください。